2026年11月5日

各　位

会 社 名　　東ソー株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　栗田　守
（コード番号4042　東証プライム）
問合せ先　　広報・ＩＲ室長　　永益　信之
（TEL 03－6636－3712）

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
（会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

１．自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実および資本効率の向上を図るため

２．取得に係る事項の内容

（1）　取得対象株式の種類	普通株式
（2）　取得し得る株式の総数	12,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　3.90 %）
（3）　株式の取得価額の総額	250億円（上限）
（4）　取得期間	2026年11月６日～2027年３月31日
（5）　取得方法	東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付

以　上

（参考）2026年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 （自己株式を除く）	308,024,527株
自己株式数	17,056,429株